

## 船舶インシデント調査報告書

令和2年5月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（バッテリー過放電）
発生日時	令和元年12月29日 19時00分ごろ
発生場所	沖縄県渡嘉敷村ナガンヌ島北西方沖 ナガンヌ島北西方灯標から真方位315° 2.1海里付近 （概位 北緯26° 18.0′ 東経127° 30.0′）
インシデントの概要	プレジャーボートさわやか号は、漂泊中、船外機の始動ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年1月21日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート さわやか号、1.1トン 281-42712 沖縄、個人所有 ガソリン機関（船外機）、4サイクル、出力165.5kW、回転数 毎分5,500、6気筒、ボア96mm、使用燃料ガソリン
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 4、視界 良好 海象：海上 平穏、波高 約1m
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、漂泊中、釣りを終えて帰港する際、船外機を始動しようとしたところ、始動できず、船長が、バッテリーが過放電状態となっていると思い、海上保安庁に救助を要請し、来援した巡視艇にえい航され、那覇港三重城船だまりに到着した。 本船は、本インシデント後、新品のバッテリーに交換したところ、船外機を始動することができた。 本船は、約1年半前に使用期間の分からない中古のバッテリーに交換していた。
分析	本船は、漂泊中、使用期間の分からない中古のバッテリーを使用しており、経年使用によって蓄電容量が低下していたバッテリーが過放電したことから、船外機が始動できなくなり、運航不能となったものと推定される。
原因	本インシデントは、夜間、本船が漂泊中、使用期間の分からない中古のバッテリーを使用しており、経年使用によって蓄電容量が低下していたバッテリーが過放電したため、船外機が始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。

<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 使用期間が明らかでないバッテリーを使わないこと。</li><li>・ 適正に充電された予備バッテリーを備えておくことが望ましい。</li></ul>
--------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------